

送付書類確認シート

書類を送付する前に確認して、口にレ(チェック)してください。

※①～⑤の書類は申請人全員が送付してください。
該当がある方は、⑥、⑦の書類も送付してください。

確認 ■ ① 被害回復給付金支給申請書

表面、裏面ともに記入がされているか、氏名の横に押印があるか記入漏れがないかを再度確認してください。

確認 ■ ② 被害状況別紙

①の別紙となっているので、必ず提出してください。

確認 ■ ③ 本人確認書類

申請日において有効なものであるか、必ず現住所が確認できる箇所の写しがあるかを再度確認してください。
下記の場合には必要書類があるか、再度確認してください。

* 確認 ■ 本人確認書類と現在の住所が異なっている場合(いずれかの提出が必要です)

- ①住民票
- ②現在の住所が記載されている申請者が契約者である公共料金領収書等の写し

* 確認 ■ 代理人申請の場合(代理人は、法定代理人又は弁護士に限られます。)

- ①申請人本人の本人確認書類
- ②代理人本人の本人確認書類
- ③法定代理人たる地位を示す書類(戸籍謄本、審判書謄本の写し等等)又は弁護士に対する委任状など

※なお、一般承継人が申請をする場合は、申請の前に「犯罪被害財産支給手続開始のお知らせ」や「申請時の注意点等について」に記載された「問合せ先」までお問い合わせ願います。

確認 ■ ④ 被害に遭った事実や被害金額が確認できる書類の写し

犯人から口座振込の際の通帳の写し、犯人の指定する口座に振込をした場合、「ご利用明細書」、「通帳」等の振込状況がわかる箇所の写し、手帳写しなど提出してください。

これらの書類がない場合、②の「被害状況別紙」に犯人にお金を預けた状況や利子の受領状況等を詳しく記載してください。

確認 ■ ⑤ 申請人名義の預(貯)金口座通帳内(うち)表紙写し ※ネット銀行不可

通帳表紙をめくった「金融機関、支店名、名義人、口座番号」等が記載されているページが内(うち)表紙です。申請人名義のキャッシュカード(表面のみで可)の写しでも結構です。

確認 ■ ⑥(該当者のみ)一部でも返金や賠償金等名目で金銭を受けた場合

受領した金額を特定できる示談書や領収証、通帳などの写し

※一部でも返金等受けている場合は申告が義務づけられています。確認書類がない場合にも①被害回復給付金支給申請書に必ず記載してください。

確認 ■ ⑦(該当者のみ) 他の申請人との間で合意がある場合

他の申請人又は申請人となるべき者との間で各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その合意書面などの写し